専門個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を開催しますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	11月10日(火) 午後 1時～ 4時	黒野秀樹 中小企業診断士	今の事業の見直しをはじめ、新たに事業を始めたい、事業計画の相談等、経営に関するあらゆる相談	豊能町商工会館
税務・経理相談	11月11日(水) 午後 1時～ 4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
事業承継相談	11月16日(月) 午後1時30分～3時30分	大阪府事業承継引継ぎ支援センター担当者	事業を後継者に継がせたい。後継者がいないので、自社を他の企業に譲渡したい等。事業承継に関するあらゆる相談	
手続・申請相談	11月17日(火) 午後1時30分～3時30分	有田智宏 行政書士	建設業許可、経営審査をはじめ、各種許認可申請に関する相談	
労務相談	11月18日(水) 午後2時～ 4時	森啓治郎 特定社会保険労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	
登記・法律相談	11月19日(木) 午後1時30分～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
金融相談	12月 3日(木) 午後 1時～ 3時	日本政策金融公庫 融資担当者	事業資金融資ならびに教育資金融資に関する相談	

＊ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはメールで下記までお申込み下さい。

Fax.072-739-2285 まで

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏　名: 事業所名: 住　所: 電話番号:	テーマ名: 希望時間帯(30分～1時間単位でお願いします) :　～　:

豊能町商工会
大阪府豊能郡豊能町余野1008　Tel.072-739-1647　Fax.072-739-2285
Mail toyono@gold.ocn.ne.jp　web http://toyono-sci.com/

マル経融資「賃上げ貸付利率特例制度」の活用について

従業員の賃上げに取り組む事業者が利用できる「賃上げ貸付利率特例制度」が創設されています。雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して 2.5%以上増加する見込みがある場合、貸付日から２年間、貸付利率が 0.5%引き下げられます。

対象となる雇用者には、パートタイマー、アルバイトおよび日雇労働者を含みますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含まれません。

賃上げによる人材確保や職場環境の改善に取り組まれる事業者の皆さまは、本制度の活用をご検討ください。詳細については商工会までお問い合わせください。

融資限度額　　２，０００万円
返済期間　　運転資金・設備資金とも　１０年以内
利　　率　　３．０５％（当初２年間▲０．５％引下げ）

大阪府最低賃金が改定されました。

1,177円／時間額 ⇒ 1,231円／時間額　　発効日:令和8年 10 月1日

インボイス制度に関する　令和８年度税制改正について

インボイス制度の負担軽減措置である「2 割特例」は、令和 8 年 9 月 30 日をもって終了します。一方で、個人事業者については令和 9 年分及び令和 10 年分の申告において、納付税額を売上に係る消費税額の 3 割とする「3 割特例」が新たに設けられます。また、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置は 2 年延長されますが、令和 8 年 10 月から控除割合が 80%から 70%へ引き下げられます。制度改正の影響が見込まれる事業者の皆様は、早めの確認をおすすめします。

各種共済制度のご案内

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

中小企業者が、取引先の倒産による連鎖倒産を防止するための共済制度です。掛金総額の 10 倍（最高 8,000 万円）の範囲内で貸付を受けることができます。掛金（月額 5,000 円～20 万円）は損金または必要経費に算入できます。掛金前納申出による年内納付の取扱いは、中小機構への書類到着が 12 月 5 日までとなりますので、希望される方は早めに商工会へご相談ください。

小規模企業共済制度（経営者の退職金制度）

小規模企業共済は、個人事業主や会社役員のための退職金制度です。掛金は月額 1,000 円から 70,000 円まで設定でき、全額が所得控除の対象となります。また、一定の要件を満たす共同経営者も加入できます。掛金前納の届出期限は、中小機構への書類到着が 11 月 20 日までとなりますので、希望される方はお早めに商工会へご相談ください。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊　能　町　商　工　会